



# 第14回 金融商品の認識の中止

かわにし やすのぶ  
公認会計士 川西 安喜

## I はじめに

金融商品を企業の財政状態計算書（貸借対照表）において認識しなくなることを、その金融商品の認識の中止といい、これは、日本基準において消滅の認識と表現しているものである。認識の中止が問題となるのは、例えば、移転元である企業が、金融資産を売却すると同時にこれを買戻す約束を移転先とする等、移転後にもその金融資産に何らかの継続的関与をしている場合である。

本稿では、金融商品の認識の中止について、現行の国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」の規定と、2009年3月に公表された公開草案「認識の中止－IAS第39号及びIFRS第7号の修正案」における提案について概説する。この公開草案では、金融資産の認識の中止に関連して、国際会計基準審議会（IASB）のボード・メンバー14名中9名が支持する「提案されているアプローチ」と、5名が支持する「代替的アプローチ」が説明されているため、本稿でも両アプローチに

ついて紹介する。

なお、本文中意見にわたる部分は筆者の私見であり、本稿で紹介する公開草案の内容は、最終基準として公表されるまでは、国際財務報告基準に基づく実務に影響しないことをあらかじめお断りする。

## II 現行のIAS第39号における金融資産の認識の中止

### 〔連結グループにおける判断〕

連結財務諸表において、企業は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」と解釈指針委員会（SIC）解釈指針第12号「連結－特別目的事業体」に従い、すべての子会社を連結した上で、連結グループに対して認識の中止に関する規定を適用しなければならない。

ここで重要なのは、連結してから認識の中止をするという順序である。現行のIAS第39号の下では、認識の中止をしてから連結をする場合と比べ、全く異なる結果となる可能性がある。

### 〔対象資産〕

認識を中止するかどうかの判断に先立ち、企業は、判断の対象となる

資産が、金融資産（又は類似する金融資産のグループ）全体であるのか、その一部分であるのかを決定しなければならない。その部分が、金融資産（又は類似する金融資産のグループ）からの具体的に特定されたキャッシュ・フローのみによって構成されているか、キャッシュ・フローの完全に比例的な取分のみによって構成されているか、あるいはその組合せであるとき、かつ、これらのいずれかのときにのみ、金融資産（又は類似する金融資産のグループ）の一部に認識の中止に関する規定を適用する。これらのいずれでもない場合、金融資産（又は類似する金融資産のグループ）全体に認識の中止に関する規定を適用する。

### 〔認識の中止に関する要件〕

現行のIAS第39号では、まず、金融資産からのキャッシュ・フローに対する権利が失効した場合に、その資産の認識を中止する。

次に、金融資産が移転したかどうかの判定を行う。金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を企業が移転するか、その権利を留保するものの、金融商品からのキャッシュ・

フローをそのまま第三者に引き渡す義務(いわゆるパススルー契約)を引き受けた場合に、企業は金融資産を移転したものと判断する。

移転資産のすべてについて認識が中止されるわけではない。企業は、移転資産について、その資産を所有することのリスクとリワード(経済価値)を実質的にすべて移転したかどうかの判定を行う。企業が実質的にすべてのリスクとリワードを移転している場合には、認識を中止し、実質的にすべてのリスクとリワードを留保している場合には、認識を継続する。

実質的にすべてのリスクとリワードを移転も留保もしていない場合、企業は、移転資産に対する支配を留保しているかどうかの判定を行う。移転資産に対する支配を留保していない場合には認識を中止し、支配を留保している場合には企業の継続的関与の程度に応じて移転資産の認識を継続する。

この流れをフローチャートにしたものが次頁の図1である。

### 【会計処理】

#### (1) 認識を中止する移転

金融資産全体の認識を中止する場合、以下の差額を当期純利益に認識する。

##### (a) 金融資産の帳簿価額

(b) ①受け取った対価(新たに取得した資産又は新たに引き受けた負債がある場合には、これらの純額を含む)と、②これまでに認識したその他の包括利益の累計額がある場合にはその累計額との合計

移転資産が、より大きな金融資産の一部であり、この一部分の全体が認識の中止の要件を満たす場合、より大きな金融資産のそれまでの帳

簿価額は、認識が継続される部分と、認識が中止される部分とに、移転日におけるこれらの部分の公正価値の比率に基づき按分しなければならない。上記の当期純利益に認識すべき金額の算定は、認識が中止される部分についてこれを行わなければならない。

#### (2) 認識を継続する移転

企業が、移転資産について、それを所有することのリスクとリワードの実質的にすべてを留保しているために、移転が認識の中止をもたらさない場合、企業は移転資産全体の認識を継続し、受け取った対価について金融負債を認識しなければならない。その後、移転資産から収益が発生した場合や、金融負債から費用が発生した場合には、企業はこれらを認識しなければならない。

#### (3) 継続的関与がある場合

実質的にすべてのリスクとリワードを移転も留保もせず、移転資産に対する支配を留保している場合、企業は、その継続的関与の程度に応じて移転資産の認識を継続する。企業の移転資産に対する継続的関与の程度は、移転資産の価値の変動に企業がさらされている程度をいう。例として、以下のようなものが挙げられる。

##### (a) 企業の継続的関与が、移転資産

の保証という形を取る場合、その程度は、①資産の金額と、②企業が受け取った対価のうち、支払うことが要求される可能性のある最大の金額(いわゆる保証金額)のいずれか低い金額となる。

(b) 企業の継続的関与が、移転資産に対する売建て又は買建てのオプション(あるいはその両方)という形を取る場合、その程度は、企

業が買い戻す可能性のある移転資産の金額である。しかし、公正価値により測定される資産に対する売建てプット・オプションに関しては、企業の継続的関与の程度は、移転資産の公正価値とオプションの行使価格のいずれか低い金額となる。

(c) 企業の継続的関与が、移転資産に対する現金決済オプション又は類似する契約条件の形を取る場合、その程度は、上記(b)に示している、現金決済ではないオプションと同様に測定される。

企業がその継続的関与の程度に応じて移転資産の認識を継続する場合、企業は関連する負債を認識しなければならない。具体的には、以下のように関連する負債を測定する。

(a) 移転資産が償却原価により測定される場合、移転資産と関連する負債の帳簿価額の純額が、企業により留保された権利及び義務の償却原価を表すよう、関連する負債を測定する。

(b) 移転資産が公正価値により測定される場合、移転資産と関連する負債の帳簿価額の純額が、企業により留保された権利及び義務の公正価値を個々に測定したときの金額を表すよう、関連する負債を測定する。

移転資産から収益が発生した場合には、企業の継続的関与に応じてこれを継続して認識し、関連する負債から費用が発生した場合には、これを認識しなければならない。

事後測定においては、移転資産と関連する負債の公正価値の変動は、相互に整合するように認識しなければならない。

**【現行のIAS第39号に対する批判】**

現行のIAS第39号の規定に対する批判としては、次のようなものがある。

- ① IAS第39号は複数の概念（リスクとリワード、支配、継続的関与等）を組み合わせ、それを特定

の順序で適用することを要求しており、複雑である。

- ② 「実質的にすべてのリスクとリワード」が、具体的に何を意味するのかについての指針がほとんどない。

**提案されているアプローチにおける金融資産の認識の中止**

**【連結グループにおける判断】**

提案されているアプローチでは、認識の中止を報告企業レベルで評価することとされている。連結財務諸表における報告企業は連結グループであるため、連結してから認識を中止するという点で現行のIAS第39号の規定と変わるところはない。

**【対象資産】**

対象資産についても、現行のIAS第39号の規定を引き継いでいる。

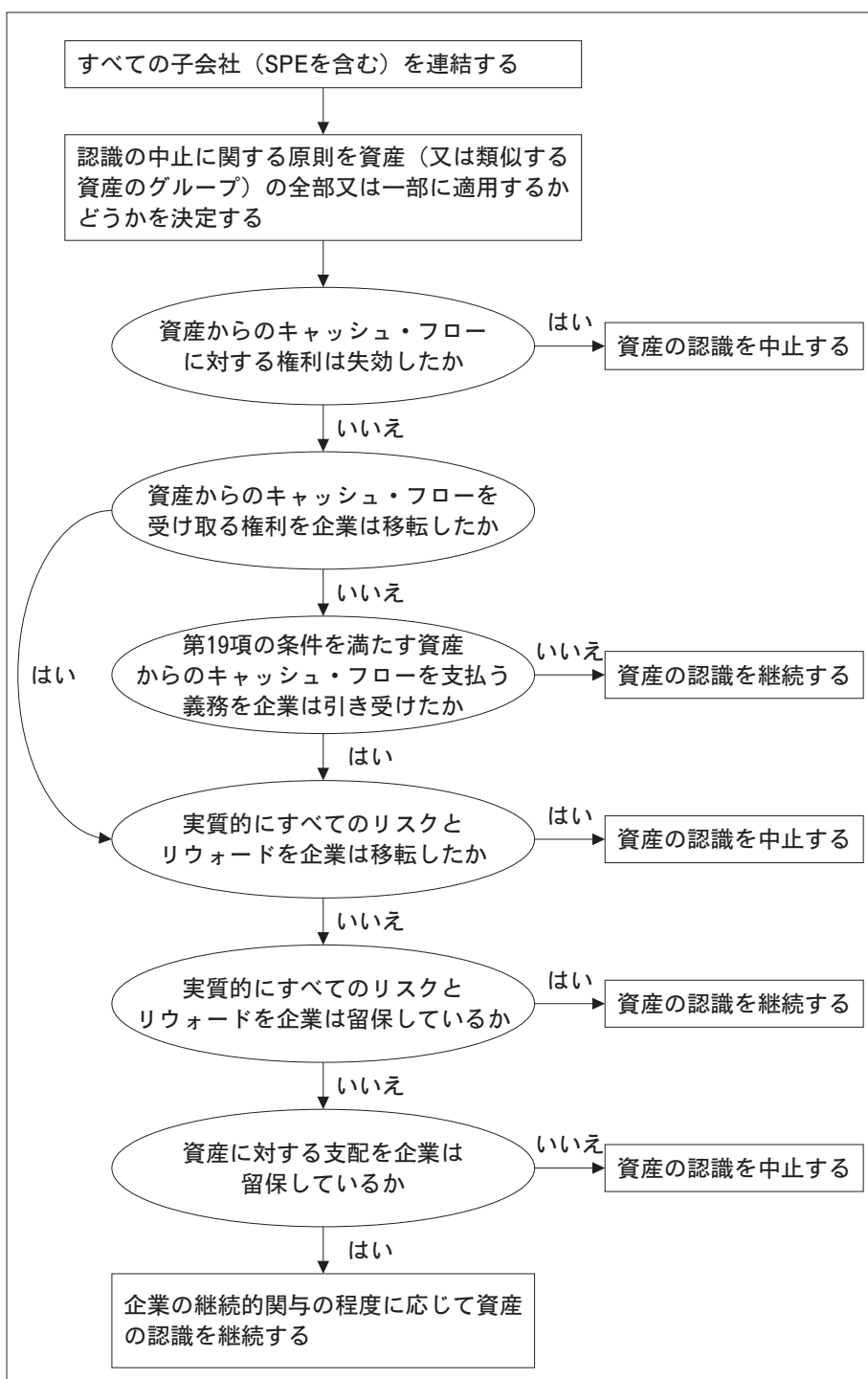
**【認識の中止に関する要件】**

提案されているアプローチにおいても、まず、対象資産からのキャッシュ・フローに対する権利が失効した場合に、その金融資産の認識を中止する。

次に、対象資産を移転したかどうかの判定を行う。ここでいう移転は、現行のIAS第39号のそれとは異なり、ある当事者が他の当事者に対し、1つ以上の自らの資産の基礎となる経済的便益の一部又は全部を引き渡すか又は引き渡すことに合意することをいう。移転という用語は、すべての形式の売却、譲渡、担保の提供、便益の犠牲、分配及びその他の交換を含むよう広く使用されている。このため、現行のIAS第39号のいわゆるパススルー契約に関する規定は、削除されている。

移転資産のすべてについて認識が中止されるわけではない。企業は、さらに、移転資産に対して、継続的関与があるかどうかの判定を行う。移転元である企業が、移転の一環として、移転資産に付随する、いかなる契約上の権利又は義務をも留保し

図1 現行のIAS第39号の規定に基づく金融資産の認識の中止



ておらず、移転資産に関連して、いかなる新しい契約上の権利又は義務をも取得していない場合、企業は移転資産に対して継続的関与を有していない。また、明示的に、以下の項目は継続的関与とは考えない。

- (a) 不正な移転、並びに訴訟によって移転を無効にする可能性のある合理性、誠実性及び公正取引の概念に関連した、通常の表明及び保証
- (b) 受託又は代理人の関係において、移転資産のサービス業務を行う権利の留保
- (c) 移転資産の再取得に関連する、契約価格（又は行使価格）が公正価値であるフォワード、オプション及びその他の契約

継続的関与を有していない場合には、移転資産の認識を中止する。継続的関与がある場合には、移転先が、自らの便益のために第三者に移転する実際的な能力を有しているかを判定する。移転先がこの実際的な能力を有している場合には、移転元である企業は移転資産の認識を中止し、移転によって生じた新しい資産又は負債があれば、これらを認識する。一方、移転先がこの実際的な能力を有していない場合には、企業は移転資産の認識を継続し、移転によって受け取った対価について金融負債を認識する。

この流れをフローチャートにしたものが、図2である。

**【会計処理】**

金融資産全体の認識を中止する場合、以下の差額を当期純利益に認識する。

- (a) 金融資産の帳簿価額
- (b) ①受け取った対価（新たに取得した資産又は新たに引き受けた負

債がある場合には、これらの純額を含む）と、②これまでに認識したその他の包括利益の累計額がある場合にはその累計額との合計移転資産が、より大きな金融資産の一部であり、この一部分の全体が認識の中止の要件を満たす場合、より大きな金融資産のそれまでの帳簿価額は、認識が継続される部分と、認識が中止される部分とに、移転日におけるこれらの部分の公正価値の比率に基づき配分しなければならない。上記の当期純利益に認識すべき金額の算定に当たっては、認識が中止される部分についてこれを行わなければならない。

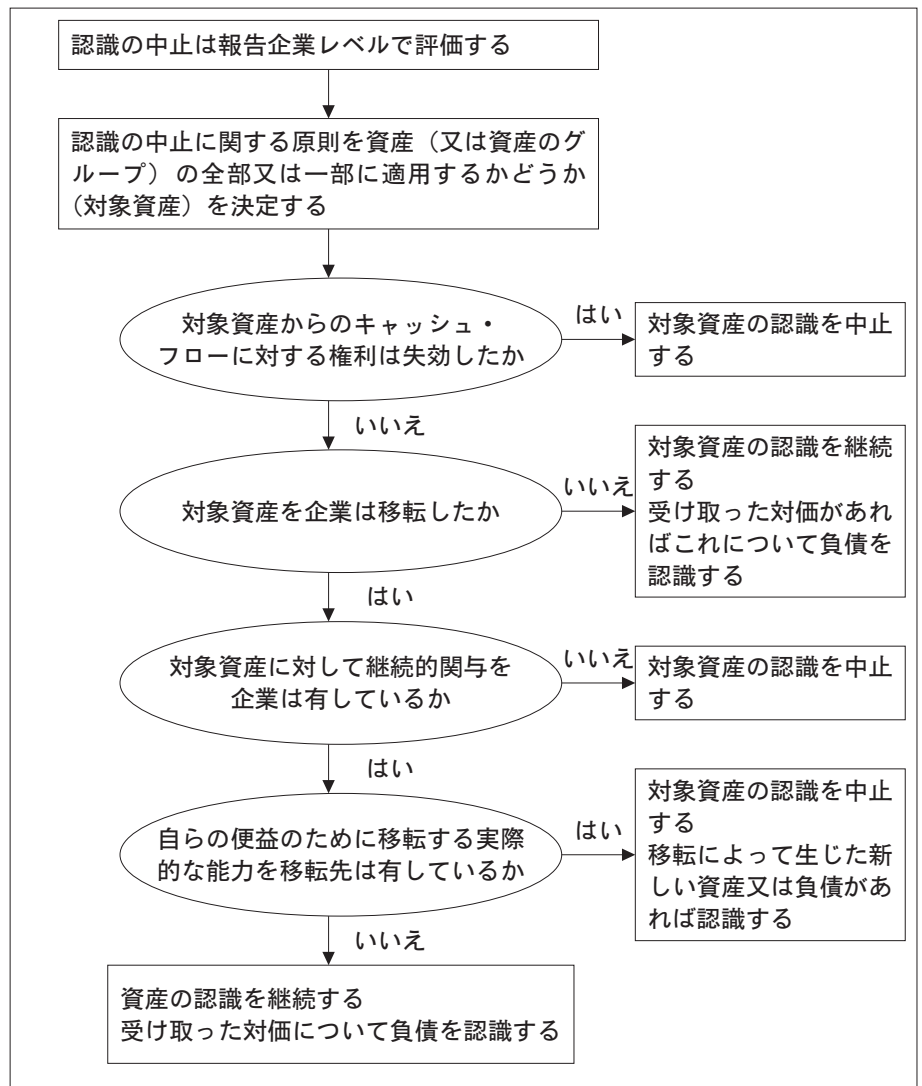
移転が認識の中止をもたらさない場合、企業は移転資産全体の認識を継続し、受け取った対価について金融負債を認識しなければならない。その後、移転資産から収益が発生した場合や、金融負債から費用が発生した場合には、企業はこれらを認識しなければならない。

**【提案されているアプローチに対する批判】**

提案されているアプローチに対する批判としては、次のようなものがある。

- ① 提案されているアプローチは、支配概念に基づいているとしているが、実際には、リスクとリウォー

図2 提案されているアプローチに基づく金融資産の認識の中止



ド概念に基づきながら、支配概念でこれを覆っているにすぎない。

- ② 同じ契約上の権利及び義務を有する企業であっても、移転資産の一部又は全部をかつて所有していたかどうかによって、著しく異なる会計処理を行うことになる。
- ③ 金融負債の認識の中止に対するアプローチと整合するアプローチが、金融資産の認識の中止について採用されていない。

#### IV 代替的アプローチにおける金融資産の認識の中止

##### [連結グループにおける判断]

代替的アプローチでは、連結と認識の中止の順序は問題とならない。結果が同じとなるためである。

##### [対象資産]

代替的アプローチでは、金融資産の一部について認識を中止するという考え方を採用していないため、対象資産に関する規定が存在しない。

##### [認識の中止に関する要件]

代替的アプローチでは、まず、その資産から得られる経済的便益が最早存在しなくなったときに、金融資産の認識を中止する。次に、その資産から得られる経済的便益が存在する場合でも、企業が、金融資産に付随するすべての将来の経済的便益を取得し、他者がこれらの便益にアクセスすることを制限する能力を、最早有しなくなったときに、金融資産の認識を中止する。企業は、自らの便益のために、資産からのすべてのキャッシュ・フロー又はその他の経済的便益に対する現在のアクセスを有しなくなったときに、最早その能力を有しなくなる。

ただし、金融商品のカウンターパーティが明示的に同意している場合を

除き、満期までの期間に資産にも負債にもなり得る金融商品（又はそれらを含むポートフォリオ）の一部又は全部の移転については、認識を中止しない。

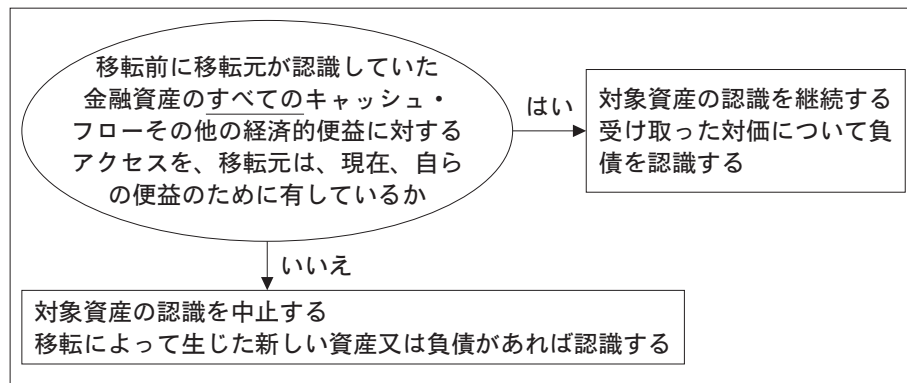
認識の中止に当たっては、金融資産全体の認識を中止し、移転によって留保した権利又は取得した義務があれば、新しく資産又は負債を認識する。

この流れをフローチャートにしたものが図3である。

##### [会計処理]

現行のIAS第39号や提案されているアプローチでは、金融資産の一部分の認識を中止する場合に、より大きな金融資産の帳簿価額を、認識を継続する部分と認識を中止する部分とに、それぞれの公正価値の比率に基づき按分するが、代替的アプ

図3 代替的なアプローチに基づく金融資産の認識の中止



#### V 日本基準との差異

認識の中止に関する日本基準は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」、及び同委員会による「金融商品会計に関するQ&A」に定められている。

現行のIAS第39号が、金融資産のリスクとリワードのほとんどすべ

ちでは、認識を継続する部分が、移転によって留保した権利又は取得した義務に含めて扱われ、その公正価値が、当期純利益に認識する差額を算定する際の対価に含まれることになる。

##### [代替的アプローチに対する批判]

代替的アプローチに対する批判としては、次のようなものがある。

- ① 金融資産に関するキャッシュ・フローに対する権利が、どんなに小さな単位であっても、それぞれが別個の資産であるかのように扱われることになる。
- ② 金融資産に対して留保した持分がある場合に、これを、認識を中止する前の金融資産の一部ではなく、新しい資産と考えることになる。

てが移転した場合にその金融資産の認識を中止する、いわゆる「リスクとリワード・アプローチ」を採用しているのに対し、日本基準は、金融資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した場合にその移転した財務構成要素の認識を中止し、留保される財務構成要素の認識を継続する、いわゆる「財務構成要素アプローチ」を採用している。財務構成要素アプローチの考え方は、米国基準における認識の中止に関する会

計基準においても採用されている。

#### [認識の中止の要件]

金融商品会計基準では、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、その金融資産の認識を中止することとされ、以下のすべてが満たされた場合に、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するとされている。

- (1) 移転資産に対する移転先の契約上の権利が、移転元である企業及びその債権者から法的に保全されていること
- (2) 移転先が、移転資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (3) 移転元である企業が、移転資産をその資産の満期日前に買い戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

#### [会計処理]

金融商品会計基準では、金融資産がその認識の中止の要件を満たした場合には、その金融資産の認識を中止するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として認識することとされている。金融資産の一部がその認識の中止の要件を満たした場合には、その部分の認識を中止するとともに、認識を中止した部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益と処理することとされ、認識を中止した部分の帳簿価額は、認識を中止する部分と認識を継続する部分の時価の比率により、金融資産全体の帳簿価額を按分して計算することとされている。

### VI 金融資産の認識の中止の例

#### [有価証券の買戻条件付売却]

企業が、有価証券を売却すると同時に、将来の特定の日に固定価格で有価証券を買い戻すことを約束する場合を考える。

現行のIAS第39号の下では、売り手である企業は、売却後も実質的にすべてのリスクとリワードを留保しているため、有価証券の認識は中止せず、有価証券を売却した対価は金融負債として認識することになると考えられる。すなわち、名目上は売却であっても、有価証券を担保とした借入れとして会計処理することになると考えられる。

提案されているアプローチでは、買い手が自らの便益のためにその有価証券を移転する実際的な能力を有しているかどうかによって会計処理が異なることになると考えられる。例えば、その有価証券が市場で売買されており、流動性が極めて高い場合には、買い手が自らの便益のために移転する実際的な能力を有していると考えられるため、有価証券の認識は中止することになると考えられる。また、有価証券を買い戻す義務は、新たな負債として認識することになると考えられる。一方、その有価証券が市場で売買されておらず、流動性が極めて低い場合には、買い手が自らの便益のために移転する実際的な能力を有しているとは考えられないため、有価証券の認識は中止せず、有価証券を売却した対価は金融負債として認識することになると考えられる。

代替的アプローチでは、企業が、有価証券を買い手に移転することにより、その有価証券より生じるすべてのキャッシュ・フローその他の経済的便益に対するアクセスを自らの

便益のために有しなくなっているため、有価証券の認識を中止することになると考えられる。有価証券を買い戻す義務については、負債を認識することになると考えられる。

日本基準では、買戻条件付きの売却は移転に当たらないとされていることから、有価証券の認識は中止せず、有価証券を売却した対価は金融負債として認識することになると考えられる。すなわち、名目上は売却であっても、有価証券を担保とした借入れとして会計処理することになると考えられる。

#### [劣後部分を留保したローンの証券化]

企業が、ローン・ポートフォリオ全体をSPE（非連結であるものとする。）に売却し、そのキャッシュ・フローの最後の10%を受け取る権利（劣後部分）を留保することにより、そのキャッシュ・フローの最初の90%を受け取る権利（優先部分）を売却することとなる場合を考える。

現行のIAS第39号の下では、対象資産はローン・ポートフォリオ全体となると考えられる。優先部分を移転するものの、劣後部分を留保しているために、実質的にすべてのリスクとリワードを留保していると判断される場合には、ローン・ポートフォリオ全体の認識を継続する。しかし、実質的にすべてのリスクとリワードを移転も留保もしていないと判断される場合には、継続的関与の程度に応じてローン・ポートフォリオの認識を継続することになると考えられる。

提案されているアプローチでも、対象資産はローン・ポートフォリオ全体となると考えられる。しかし、優先部分を移転しても、買い手であ

るSPEは、対象資産であるポートフォリオ全体を移転する実際的な能力を有しているとはいえないため、企業はポートフォリオ全体の認識を継続し、受け取った対価は金融負債として認識することになると考えられる。

代替的アプローチでは、優先部分の移転により、企業が、ローン・ポートフォリオから生じるすべてのキャッシュ・フローその他の経済的便益に対するアクセスを自らの便益のために有しなくなっているため、ローン・ポートフォリオ全体の認識を中止することになると考えられる。この場合、企業は、留保した劣後部分について、新しい資産として認識することになると考えられる。

日本基準では、財務構成要素アプローチに基づき、優先部分の売却が移転の要件を満たす場合には、優先部分について認識を中止し、留保した劣後部分については認識を継続することになると考えられる。

## Ⅶ 金融負債の認識の中止

### (1) 現行のIAS第39号の規定

現行のIAS第39号は、金融負債（又は金融負債の一部）について、それが消滅したとき、かつ、そのときにのみ、その金融負債を財政状態計算書から除かなければならないとしている。消滅したときとは、契約において特定された義務が免責されたとき、取り消されたとき、又は失効したときをいう。

既存の借り手と貸し手による契約条件が著しく異なる負債性金融商品の交換は、当初の金融負債の消滅と、新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。同様に、既存の金融負債又はその一部について

の著しい契約条件の変更は、借り手の財政的困難によるものであるかにかかわらず、当初の金融負債の消滅と、新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。

消滅又は第三者に移転した金融負債（又は金融負債の一部）の帳簿価額と、支払った対価（移転した非現金資産又は引き受けた負債がある場合には、これらを含む）の差額は、当期純利益に認識しなければならない。

### (2) 提案されているアプローチ

提案されているアプローチでは、金融負債（又はその一部）が、最早企業の負債となくなるときに、企業はその金融負債（又はその一部）の認識を中止しなければならないとしている。金融負債が最早企業の負債となくなるのは、現在の義務がなくなり、企業がその義務に関して経済的資源を移転することを最早要求されなくなったときである。

企業が、ある負債性金融商品を、債権者との間で別の負債性金融商品と交換する場合で、負債性金融商品の契約条件が著しく異なる場合には、それまでの負債性金融商品に関連する金融負債の認識を中止し、新しい金融負債を認識する。同様に、企業と債権者が負債性金融商品の契約条件を著しく変更することに合意する場合、それが企業の財政的困難によるものであるかにかかわらず、企業は関連する金融負債の認識を中止し、新しい金融負債を認識する。ただし、この規定は、交換又は条件変更が金融資産の移転の要件を満たさない場合にのみ適用する。

金融負債の認識の中止について、現行のIAS第39号では、企業が法的に解放されているかどうかを重点を

置いているのに対して、提案されているアプローチでは、概念フレームワークの負債の定義を満たしているかどうかを重点を置いている。この結果、金融負債の認識と、その認識の中止が、より対称的になる。

企業が金融負債の認識を中止する場合、認識を中止した金融負債の帳簿価額と、支払った対価（移転した非現金資産又は引き受けた負債がある場合には、これらを含む）の差額を、当期純利益に認識しなければならない。

### (3) 日本基準との差異

金融商品会計基準では、金融負債の契約上の義務を履行したとき、義務が消滅したとき又は第一次債務者の地位から免責されたときは、その金融負債の認識を中止しなければならないとしている。また、金融負債がその認識の中止の要件を満たした場合には、その金融負債の認識を中止するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として認識することとされている。金融負債の一部がその認識の中止の要件を満たした場合には、その部分の認識を中止するとともに、認識を中止した部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益と処理することとされ、認識を中止した部分の帳簿価額は、認識を中止する部分と認識を継続する部分の時価の比率により、金融負債全体の帳簿価額を按分して計算することとされている。

## Ⅷ おわりに

認識の中止プロジェクトは、2006年にIASBと米国財務会計基準審議会（FASB）とが交わした覚書き（MoU）

退職給付債務計算ソフト

# PBO Master<sup>®</sup>

Ver5 (愛称: ピーマス)

- アクチュアリー・公認会計士・システムエンジニアが導入及び保守をサポート
- 決算時には、弊社で再計算を行いアクチュアリーの署名付PBO報告書を発行
- PBO計算・退職給付会計・年金制度に関する質問、監査法人からの質問・確認にも専門家が対応

お問い合わせは  
こちらまで

株式会社 I I C パートナーズ

〒105-0003 東京都港区西新橋2-4-2  
西新橋安田ユニオンビル5F  
Tel: 03(5501)3758 Fax: 03(5501)3759  
E-Mail: mailiicp@iicp.co.jp  
URL: http://www.iicp.co.jp  
担当: 中村淳一郎

中立系年金コンサルティングファーム  
年金業務政令指定法人



において共同プロジェクトに指定された。しかし、世界的な金融危機に対応するため、それぞれのボードで緊急対策を行っている。

FASBは、実務において統一的に適用されていないと批判されてきた財務会計基準書(SFAS)第140号「金融資産の移転及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」と、これに関連するFASB解釈指針(FIN)第46号(2003年12月改訂)「変動持分事業体の連結」の修正案を2008年9月に公表し、2009年6月、最終基準としてSFAS第166号「金融資産の移転に関する会計処理-SFAS第140号の修正」とSFAS第167号「FIN第46号(R)の修正」を公表した。

これに対し、IASBは、通常のMoUの中長期プロジェクトであれば公開草案を公表する前に討議資料を公表して市場関係者の意見を募るところを、これを省略し、2009年3月に公開草案を公表した。

両ボードは、IASBの公開草案に対して寄せられたコメントについて、共通の結論に至ることを目的として共同で審議を行う予定である。審議の結論をもって、IASBはIAS第39号の認識の中止に関する規定を修正する最終基準を公表する予定であり、FASBは、IASBによるIAS第39号の修正について市場関係者からコメントを募る予定である。

[参考文献]

IASB, *Exposure Draft Derecognition (proposed amendments to IAS 39 and IFRS 7)*, March 2009.

IASB, *International Accounting Standard 39 (revised 2008) Financial Instruments: Rec-*

*ognition and Measurement*, November 2008.

教材コード	J 0 2 0 5 1 8
研修コード	2 1 0 3 0 9
履修単位	1単位